

月報私学

2023
6
VOL.306



聖ミカエル広畑幼稚園は、兵庫県姫路市広畑区に位置する幼保連携型認定こども園です。地域のニーズに応えるため、園舎を新築しました（写真左上）。同園は、昭和40年の開園当時から教会と同一敷地内にあります。「キリスト教の精神に基づく共同体として地域社会に根ざした教育・福祉活動を行う」という建学の精神を堅持し、新たな教育・保育活動を展開しています。

写真提供 学校法人姫路顕栄学園 幼保連携型認定こども園 聖ミカエル広畑幼稚園（兵庫県姫路市）

CONTENTS

● 就任のあいさつ 理事 永山 裕二／吉田 博之／菊池 裕明	2
● 「月報私学」特集記事の募集	3
● 令和5年度 私学事業団の事業計画と予算	4
● 事業団資金で明日を拓く	7
● 令和5年度 私学経営情報センターが行うサービスのご案内	8
● 令和5年6月発行「私学共済事務担当者へのお知らせ」／災害貸付等の改正及び「借用証書」の切り替え 雇用保険給付制限期間中の被扶養者認定申請をした人へ／様式用紙等の請求方法	9
● 標準報酬月額の時決定	10
● 標準報酬月額の改定が必要なとき	11
● ヘルスケアポイントをご利用ください	12
● 特定健康診査のご案内を6月下旬に学校法人等へ送付します	13
● INFORMATION	14
● 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内	16

就任のあいさつ



理事 永山 裕二

このたび、令和5年4月1日付けで日本私立学校振興・共済事業団の企画・総務担当理事を拝命いたしました。私立学校の振興、教職員の福利厚生のために全力で職務に取り組み所存です。で、ご指導、ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

私が昭和62年4月に文部省に入省して最初に配属されたのは高等教育局技術教育課短期大学係でした。当時の課題は、18歳人口の増加に対応した臨時定員増や家政学科の生活科学科などへの名称変更でした。まだ大学卒業したてで右も左もわからない若輩でしたが、私立短期大学の教職員の皆様には学則変更に関する相談等を通じてさまざまなことを教えていただきました。その後、私立学校関係の業務に直接関わったのは、平成26年7月からの私学行政課長時代になります。当時取り組んだのは学校法人への寄付金にかかる税額控除の導入でしたが、私学関係団体等のご理解、ご協力を得ることで何とか実現に至りました。また、令和2年7月からは独立行政法人国立文化財機構

で理事を務めました。これまでの私学振興をはじめとする教育行政の経験、法人運営の経験を当事業団の運営に生かしていきたいと考えています。

令和4年は学制150年、鉄道開業150年など現在も重要な社会制度やインフラが整備されて150年という節目の年でした。今年は次の50年に向けてスタートの年です。折しも対話型AI（チャットGPT）やメタバースなど今後の教育や社会に大きな影響を与える可能性のある新技術が登場しています。また出生数が80万人割れするなど少子化も想定以上の速度で進んでいます。アフターコロナ下の社会の在り方の模索も始まっています。社会が大きく変化する時代に求められるのは、多様性・柔軟性・包摂性を備えた人材です。私立学校は、建学の精神に基づく自主独立の個性ある教育・研究を通じてこれらの人材育成に大いに貢献してきました。今後ますます大きくなる期待に私立学校が応えられるよう最大限の努力をしてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。



理事 吉田 博之

このたび、令和5年4月1日付けで日本私立学校振興・共済事業団の理事を拝命し、財務・共済総括を担当することとなりました。本事業団は長い歴史と伝統のある法人です。引き継がれてきた良き伝統を守り活かすことは重要ですが、激動の時代において、同じことを繰り返していくだけでは、組織として生き残ることが難しい時代となっています。状況に応じて新しいことに挑戦をしていく姿勢も必要であり、現代社会の要請に応えられるよう精一杯努めさせていただき所存です。

さて、私は、平成11年当時の文部省において私立大学の設置、廃止等の認可業務を担当したことが私学関係業務に携わるスタートとなります。その後、省庁再編の平成13年以降、本事業団及び私学関係団体などの連絡調整をはじめ、薬学教育6年制、医療技術者・福祉系人材の養成といった私学関係の様々な業務に携わらせていただきました。さらに、令和2年には文部科学省の私学共済室長を務め、コロナ禍による様々な制約を受けながらではありま

したが、私学共済制度や本事業団の運営にも関わりました。この間、数多くの私学の関係者とのご縁をいただき、様々な意見交換、ご指導を賜りながら業務を遂行してきたことは、私にとつてかけがえのない大きな財産となっています。その際に学んだ経験を活かし、これからは恩返しをと考えています。

現在、コロナ禍による日常生活の変化や少子高齢化、地球の温暖化等、人類が直面する課題の多くは答えのないものばかりです。我が国が成長を続けるためには、これまでとは異なる環境の中でたくましく生きる人材の育成が求められており、なかでも建学の精神に基づき個性豊かな教育を行っている私立学校の役割は、特に重要であるとともに大きな期待が寄せられています。このような私立学校が果たし続ける役割などを意識しながら、担当任務を通じて、社会への貢献、さらには私立学校振興の一助となれるよう、全力を尽くしてまいりますので、皆様のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。



理事 菊池 裕明

このたび、令和5年4月1日付けで日本私立学校振興・共済事業団の理事を拝命し、経営情報・助成を担当することとなりました。

前身の日本私学振興財団からこれまで補助事業、寄付金事業、経営支援事業など助成業務の各事業に携わってまいりました。また、この間には文部科学省高等教育局私学部在籍する機会を得て、高等教育政策や私学助成等に関する施策など実務を通じて学ぶことができました。

これらの経験を生かし、甚だ微力ではございますが、私立学校振興のため全力を尽くす所存でございます。皆様方のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

さて、日本は今、少子高齢化が進行し、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展、技術革新など社会経済構造が大きく変化しています。特に、技術革新は加速度的で、最近では人の指示により文章や画像などを自動的に作る生成AIによる影響が大きなものとなっています。

このような先行き不透明、不確実な時代において、社会を維持、進歩させていくのは「人材」です。教育未来創

造会議は大学等と社会の在り方について提言し、成長分野をけん引する人材育成に向け組織再編を促す基金も創設されました。また、グローバル社会を見据えた人への投資の在り方等についても具体的方策を示しています。このほか、私立学校法改正、修学支援制度の拡充、学生確保見通しの審査基準の厳格化、高等学校や義務教育の在り方に関する検討など、私立学校を巡る制度変更の動きは活発になっています。

我が国の公教育を担っている私立学校は、歴史と伝統に支えられた建学の精神のもと、特色ある教育研究を展開し有為な人材を輩出するとともに、社会に多様性をもたらしています。変革する社会において、私立学校がより一層輝き、存在価値がさらに高まるよう、皆様からいただいたデータや情報を充分活用し、時代に合わせた前向きな改革をご支援できるよう各事業の質向上に取り組んでまいります。

「私学の応援団」として精一杯、努力してまいりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

「月報私学」特集記事の募集

企画室

「月報私学」では、学校法人等から投稿いただいたさまざまな取り組みなどを「魅力あふれる学校づくりを目指して」という特集記事として、これまで通算70回にわたり紹介してきました。今年度も各学校法人等が実施した改革事例等について、引き続き皆様からの投稿を募集いたします。

大学のみならず高校や小・中学校、専修学校や幼稚園の改革事例等についての投稿も広く募集いたします。

投稿を希望される場合は、後述の「記入要領」に記載されたテーマを参考に、「投稿申込書」（私学事業団ホームページ）（広報誌・刊行物一覧▼月報私学▼特集記事募集）内の「記事要旨」を150字程度で作成していただき、本稿末尾の問い合わせ先Eメールアドレスへ送信又は16頁の編集・発行元住所まで郵送してください。

応募いただいた「投稿申込書」は、本事業団において検討のうえ、改めて原稿依頼をさせていただきます。

また、過去に掲載した記事の一覧を私学事業団ホームページ（広報誌・刊行物一覧▼月報私学▼連載記事のアーカイブ）に掲載しておりますので、そちらも参考にしてください。

皆様からの応募をお待ちしております。

◆「記入要領」

①テーマ（例）

「地域に根ざした取り組み」、「大学・大学院教育の質向上への取り組み」、「他大学（校）との連携」、「効果的なFD・SDへの取り組み」、「財政改革・財政運営」、「理事長・学（校）長のリーダーシップについて」、「世界を舞台に活躍する人材養成への取り組み」、「職業教育への取り組み」、「情操教育への取り組み」、「幼児教育への取り組み」や他の自由なテーマ

②記入上の注意

- ・「所属部署名」欄には、学校法人名、学校名、所属部署名、役職名を明記してください。
- ・郵送での手続きが生じる場合がありますので、「住所」欄は必ず「所属部署名」欄に記入した場所と同じ住所をご記入ください。
- ・連載記事のタイトルは「魅力あふれる学校づくりを目指して」○○で魅力創り〜となっております。
- ・前記タイトル欄には、○○に入る言葉を入れてサブタイトルとしてください。
- ・「記事要旨」は150字程度でまとめてください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

企画室

☎03(32330)7810・7811

Eメール kikaku@shigaku.go.jp

令和5年度 私学事業団の事業計画と予算

財務部

助成業務

補助事業

私立大学等に対して補助金の交付を行っています。

私立の大学、短期大学及び高等専門学校の健全な発達に資するため、国から私立大学等経常費補助金の交付を受け、これを財源として大学等を設置している学校法人に補助金を交付します。

令和5年度は、東日本大震災からの復興支援分（2億7372万円）を含む2977億1965万円を交付する予定です。

貸付事業

学校法人等に対して固定金利で長期の融資を行っています。

学校法人等に対して、その設置する私立学校の校地・校舎等の施設設備の整備に要する資金、その他経営に必要な資金について固定金利で長期の融資を行います。

5年度の貸付事業計画額は575億円です。

貸付財源は、国の財政融資資金272億円、自己調達資金303億円（うち、共済業務にかかる厚生年金勘定からの

借り入れ193億円）を予定しています。

なお、私立学校施設の耐震化等防災安全機能強化にかかる耐震改築及び改修工事等の融資は、国の利子助成制度の対象になります。

寄付金事業

学校法人等の寄付金募集活動に対して支援を行っています。

「受配者指定寄付金」として、私立学校の教育と研究の振興のために企業等から寄付金を受け入れ、これを寄付者が指定した学校法人等に配付します。

この寄付金は所得税、法人税について税法上の優遇措置（昭和40年大蔵省告示第154号）が受けられます。

5年度は、280億円を配付する予定です。

また、私立大学等に在籍する若手研究者や女性研究者の研究を支援するため、広く一般から寄付金を受け入れ、これを財源として「若手・女性研究者奨励金」の交付を行います。この寄付金は、所得税、法人税について税法上の優遇措置（特定公益増進法人の措置）が受けられます。

5年度は、3000万円を交付する予定です。

なお、5年度の寄付金受入目標額は2100万円です。

学術研究振興基金・資金事業

学術研究振興基金への寄付金の受け入れと学術研究振興資金の交付を行っています。

私立学校の学術研究に直接必要な資金を交付するため、学術研究振興基金に広く一般から寄付金を受け入れ、その基金を運用し、運用益を学術研究振興資金として学術研究のための設備の取得費、維持費その他研究に要する経費に対して交付します。

この寄付金は、所得税、法人税について税法上の優遇措置（特定公益増進法人の措置）が受けられます。

5年度は、学術研究振興資金8000万円を交付する予定です。

なお、4年度末における学術研究振興基金の保有額は、54億1564万円です。

経営支援・情報提供事業

学校法人自身が経営上の問題点を早期発見するための方策の提案や、自ら行う経営改善に向けた取り組みに対して支援を行っています。

また、私立学校の教育条件及び経営に関する情報を収集・蓄積し、私立学校等のニーズに応じて必要な情報を迅速に提供しています。

○学校法人の経営状態について、経営判断指標等により定期的にモニタリングを行うとともに、経営相談、講師派遣、面談、電話等さまざまな手

段を活用して学校法人からの相談や質問に対応し、事例の紹介、経営改善方策の提案等を積極的に行います。

○基礎調査、アンケート調査及び経営改善事例の蓄積等を行い、私立学校の教育条件及び経営に関する情報データベースの充実を図ります。

○私立大学・短期大学・高等専門学校の特徴や、教育研究の取り組み等さまざまな教育情報をWebサイトに公開します。

○収集した情報や調査結果を研究・分析し、その結果を次のようなさまざまな形で提供します。

- ・私学リーダーズセミナーの実施
- ・私学スタッフセミナーの実施
- ・「今日の私学財政」の発行
- ・「今日の私学財政」の発行

・私立大学・短期大学等及び私立高等学校の「入学志願動向」「私立大学の経営改善方策に関するアンケート報告（大学・短期大学法人編）」の公表

減免資金交付事業

私立大学等に対して授業料等減免資金の交付を行います。

我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与するため、国から授業料等減免資金の交付を受け、これを財源として大学等を設置している学校法人に交付金を交付します。

5年度は、2064億6595万円を交付する予定です。

共済業務

◆私学共済制度の構成員と標準報酬等

令和5年度の共済業務における各事業の基礎となる構成員は、表中①の通り、総計約162万人（加入者、被扶養者及び年金受給者）と推計しました。また、標準報酬月額平均及び標準賞与の平均年額は、それぞれ表中②・③の通り推計しました。

表 構成員・標準報酬月額・標準賞与推計

区 分	①構成員（人）	②標準報酬月額の平均（円）	③標準賞与の平均年額（円）
合 計 加 入 者	636,890	375,210	1,271,637
(短期加入者) ^{※1}	(633,520)	(374,613)	(1,267,043)
(年金等加入者) ^{※2}	(611,595)	(366,357)	(1,204,780)
被 扶 養 者	339,676	—	—
年 金 受 給 者	646,005	—	—
総 計	1,622,571	—	—

※1 短期加入者とは、短期給付（医療）にかかる掛金を負担している加入者のことをいいます。
※2 年金等加入者とは、年金等給付にかかる保険料を負担している加入者のことをいいます。

短期（医療）給付事業
病気やケガによる医療費等の給付を行っています。

短期給付分掛金率は、前年度と同率の8・569％に据え置きました。

介護分掛金率は、厚生労働省から示される諸係数に基づいて算定した結果、0・085ポイント引き下げ1・677％に変更しました（前年度掛金率1・762％）。

これらの掛金率を基に推計した掛金収入は3478億円となる見込みです。保健給付等の給付費は1925億円を見込み、また、他制度への支援金等（※1）として、前期高齢者納付金494億円、後期高齢者支援金795億円、介護納付金366億円等を見込み、図1のとおり収支を予定しています。

その結果、掛金及び利息等の収入（3634億円）と給付費、支援金等及び繰入金の支出（3769億円）との収支差に、支払準備金の戻入と繰入（※2）との差額を加えた135億円が当期総損失となる見込みです。

なお、支払準備金は、当該事業年度における短期給付請求総額の12分の1に相当する金額を積み立てています。

※1 支援金等

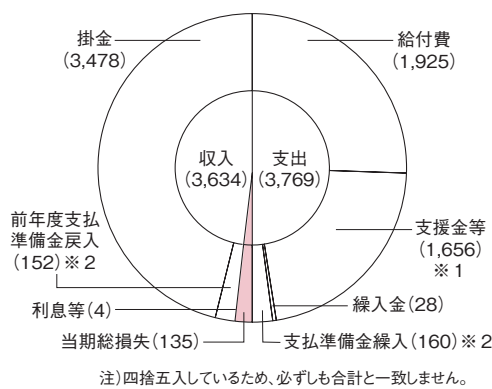
介護保険や高齢者医療等の他の医療制度に要する費用等を賄うために、医

療保険者ごとに、報酬の総額等に応じた割り当てられる金額のことをいいます。支援金等には、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、介護納付金などがあります。

※2 支払準備金の戻入・繰入

短期給付の給付金を支払うためにあらかじめ積み立てている金額のことで、「前年度支払準備金戻入」とは、前年度の支払準備金を当年度に一旦戻入する金額、「支払準備金繰入」とは、当年度分を前年度分に替えて新たに積み立てる金額をいいます。

図1 短期（医療）給付事業（短期勘定）の予算収支（単位：億円）



年金等給付事業
退職後の生活の柱となる年金の給付を行っています。

〈厚生年金勘定〉

加入者保険料率は、毎年4月に0・

354ポイントずつ引き上げることになっています。軽減保険料率（※3）は、元年に行った再計算の結果、5年4月（8月までは16・035％、9月～翌年3月までは16・389％になります）。

なお、都道府県からの補助が行われた場合、その分だけ保険料率が軽減されます。ただし、賞与にかかる保険料に対する補助はありません。

軽減保険料率を基に推計した保険料収入は5472億円となる見込みです。その他に国庫等補助金1484億円、基礎年金交付金10億円、厚生年金交付金2923億円等を見込んでいます。

また、給付費は3885億円、その他に基礎年金拠出金2773億円、厚生年金拠出金3520億円、退職等年金給付勘定への繰入金103億円等を見込み、図2（次頁参照）のとおり収支を予定しています。

保険料、交付金、補助金及び利息等の収入（1兆1625億円）と給付費、拠出金（※4）及び繰入金等の支出（1兆318億円）との収支差1307億円が当期総利益となる見込みです。

※3 軽減保険料率

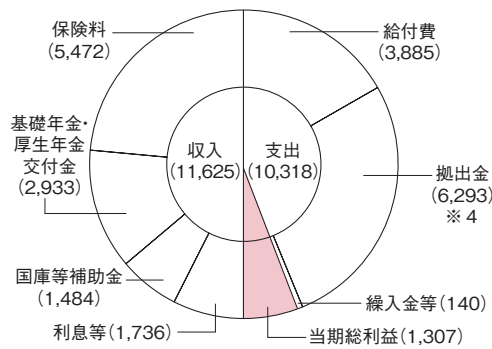
私学共済制度では、加入者保険料の負担増に対する激変緩和措置として、被用者年金制度の一元化に伴う積立金仕分け後の独自財源（経過の長期給付積立金）を活用して保険料の軽減を行うことができるかとされており、5年4

月～8月の加入者保険料率は17・186%から1・151ポイント軽減し16・035%に、9月～翌年3月までは0・797ポイント軽減し16・389となります。これを軽減保険料率といっています。

※4 拠出金

基礎年金、厚生年金の給付に要する費用を賄うために、実施機関ごとに、その加入する人数等にに応じて割り当てられる金額のことをいいます。拠出金には、基礎年金拠出金と厚生年金拠出金があります。

図2 年金等給付事業（厚生年金勘定）の予算収支(単位：億円)



注)四捨五入しているため、必ずしも合計と一致しません。

〈退職等年金給付勘定〉

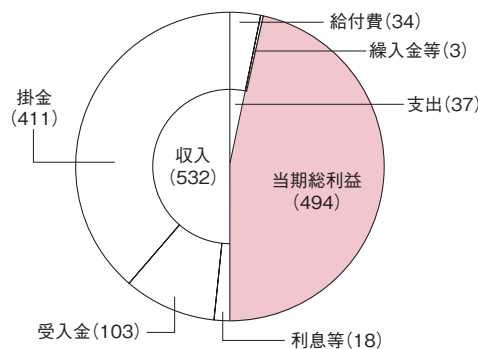
退職等年金給付掛金率は、前年度と同率の1・50%に据え置きますが、5年度についても経過の長期給付積立金を活用し、厚生年金勘定から掛金率

0・3%相当額を受け入れ、納付していただく掛金率を1・20%に軽減します。

この掛金率を基に推計した掛金収入は411億円、厚生年金勘定からの受入金は103億円、給付費は34億円を見込み、図3のとおり収支を予定しています。

掛金、受入金及び利息等の収入(532億円)と給付費及び繰入金等の支出(37億円)との収支差494億円が当期総利益となる見込みです。

図3 年金等給付事業（退職等年金給付勘定）の予算収支(単位：億円)



注)四捨五入しているため、必ずしも合計と一致しません。

福祉事業

健康の保持・増進及び日常生活の援助を目的とした事業を行っています。

5年度も前年度と同様に福祉事業分掛金率0・25%を主な財源としています。また、特定健康診査等事業に対し、国庫補助金1億円が措置されています。

なお、各経理の収支は図4のとおりを予定しています。

保健事業

特定健康診査、人間ドックや健康増進施設の利用費用補助を行っています。

人間ドック利用費用補助等の保健事業にかかる費用として24億円、特定健康診査等の事業にかかる費用として4億円、また、医療事業及び宿泊事業への繰入金として44億円を見込んでいます。

医療事業

総合健診を行う健康医学センターを併設した直営病院の運営を行っています。東京臨海病院の運営に伴う事業収入・支出及び保健経理からの受入金等を見込んでいます。

宿泊事業

旅行・出張、会議・宴会、婚礼等にご利用いただいているガーデンパレス、宿泊所及び保養所の運営を行っています。宿泊施設の運営に伴う事業収入・支出、設備整備計画及び保健経理からの受入金等を見込んでいます。

貯金事業

財産形成の支援を行っています。

貯金事業の収支は、図4のとおりを予定していますが、これは積立貯金、積立共済年金、共済定期保険及びアイリスプランの各事業を総括したものです。

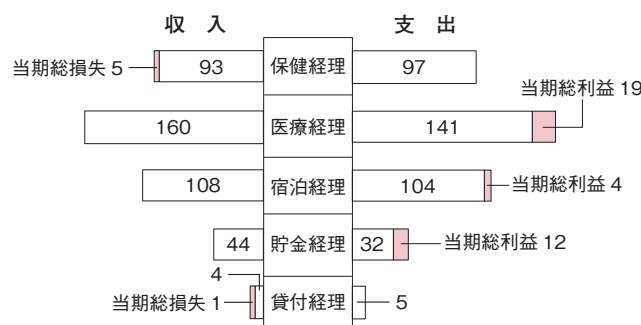
なお、5年度末の加入者貯金残高は、1兆2901億円となる見込みです。

貸付事業

結婚・教育・住宅等の資金の貸付けを行っています。

5年度の貸付額は、加入者貸付77億円を見込んでいます。

図4 福祉事業の事業経理別予算収支(単位：億円)



注)四捨五入しているため、必ずしも合計と一致しません。

◆その他事務費など

短期(医療)給付事業及び年金等給付事業の事務を行う費用は共済業務勘定で支出しています。この勘定では、短期勘定、厚生年金勘定及び退職等年金給付勘定からの事務費繰入金69億円により当該費用を賄います。他に、国庫補助金3億円が措置されています。

事業団資金で明日を拓く

事業団融資をご利用いただいた学校紹介

学校法人 姫路顕栄学園

対象校 幼保連携型認定こども園

聖ミカエル広畑幼稚園

所在地 兵庫県姫路市

対象事業 園舎老朽化による新園舎建築

——新園舎の建設について、どのように企画・立案されましたか。

何年も前から老朽化が著しい旧園舎の耐震性が指摘されていたのですが、対応できないまま時間が過ぎすぎていました。転機が訪れたのは、平成31年4月の役員改選の際です。新たな役員体制で意を決して園舎建て替えのプロジェクトがスタートしました。また、新任理事の一人に認定こども園を設置する社会福祉法人の代表が加わり、的確な助言をもらうことができました。一方で、新園舎で保育・教育をどのように行うか、園児の定員構成はどうするかなど将来的な園運営の構想や、園の抱えている課題を解決しながらスピード感を持って進めることが不可欠でした。

当園は、幼稚園から認定こども園になった経緯があり、「幼稚園」と「保育所」の機能の差に対して学校法人内の意見の相違がプロジェクトを進める



夜間でも存在感のあるサインプレート

うえでの最初の障壁となりましたが、最終的にすべての関係者が理解や協力を惜しまずに一つの方向にベクトルを合わせて進めることができたことが良い結果を生んだのだと考えています。

——新園舎のコンセプトをお教えてください。また、特に工夫された点（デザイン、耐震設備等）があれば教えてください。

安全性と機能性を最重視しています。安全性では、耐震性はもちろん、あらゆる災害に対しての避難等についても何重にも対策が施されています。た

例えば、防犯や自動火災報知設備において、システムネットワークを構築しています。また、すべての扉に指挟み防止加工を施し、さらに、園の内外に死角のないようにセキュリティカメラを配置するなど、細かいところまで工夫をしたうえでデザインをしています。機能性では、廊下を極力廃し、園児用お手洗いをどの保育室からも容易にアクセスできるように配置し、また、遊戯室をイベントにも使いやすくするなど、さまざまな工夫をしています。情報インフラも整備されており、利便性も高くバックオフィス業務の効率化が期待されています。

外観については、既設の教会の聖堂ともできるだけ統一感が出るように建物の配色や仕様を設定しました。旧園舎は、道路からは目立たなかったので認定こども園の存在に気づいてもらえないこともありましたが、新園舎は非常に美しいサインプレートを配し、夜間でもその存在感が薄れることはありません。

——園内施設等が新しくなり、教職員や保護者、卒園生等からの反応はいかがですか。

旧園舎とまったく異なる最新の建物・設備となり、これまでと勝手が違い戸惑う場面が多々あるということは、教職員から伝わってきています。それも理解したうえで、保育の方法も再構

築が必要となり、現在も奮闘中です。保護者の皆様には、工事期間中は何かとご不便をおかけし大変申し訳なかったのですが、新園舎になって非常に安心されているようです。竣工後に園舎内を見られた卒園生は皆さん口を揃えて「すごい」、「きれい」、「いいなあ」と言われます。一方で、快適になったことに甘えきつてしまわないように注意も必要だと思っております。



遊戯室で行事のおけいこ

——事業団融資を利用された理由をお聞かせください。

私立幼稚園の頃からお世話になっており、利子、手続きなどにおいて非常に有利であるため、事業団から融資を受けることを決めました。

令和5年度 私学経営情報センターが行う サービスのご案内

私学経営情報センターでは、学校法人の経営改善の支援及び教育条件並びに経営に関する情報の収集・提供業務を行っております。当センターで提供している主なサービス内容と連絡先は以下のとおりです。経営相談、財務分析、会計処理、講演など幅広いサービスを提供しておりますので、ぜひご利用ください。

助成業務

学校法人の要望例

- 会計処理のご質問
会計処理の仕方を教えてほしい
- 基礎調査等のご質問
基礎調査票e-マネージャの入力・操作等について教えてほしい
- 規程集等の閲覧
学校法人の業務改善のため、他の学校の規程集等の事例を参考にしたい
- 財務分析
学校の財務分析資料がほしい
- 教育情報の活用・公表
大学等のさまざまな特色や取り組みを検索したい
- 経営者や職員の研修・育成
私学経営に関する短期集中型の研修を受けたい
- 研修会実施の支援
学校法人の役員、教員、職員を対象にした研修会の実施に協力してほしい
- 改革事例等の紹介
教育改革等について他校で実施している具体的な事例を紹介してほしい
- 経営上の問題への解決策の提案
「学生募集」、「人件費削減」等の経営上の問題について、学校法人の現状にあった提案をしてほしい
- 経営改善計画の作成支援
学校法人活性化・再生研究会最終報告で提案されている、目標と期限を明確にした経営改善方策を作成し、経営改善に努めたいが、その作成を支援してほしい
「学校法人活性化・再生研究会最終報告」
https://www.shigaku.go.jp/s_center_saisei.pdf
16ページ～18ページ、31ページ参照
「経営改善計画立案・実施のための参考資料」
https://www.shigaku.go.jp/s_kaizenkeikaku.htm

私学経営情報センターで提供可能なサービス

(会計処理等、基礎調査、e-マネージャについてのご質問への回答)
電話・メールで回答します

●会計処理等についてのご質問

☎03(3230)7846～7848

●基礎調査、e-マネージャについてのご質問

☎03(3230)7840～7844



(私学情報資料室) ☎03(3230)7846～7848

学校法人等の役職員を対象に、大学・短期大学法人の規程集等が閲覧できます(私学振興事業本部(九段事務所1階))

(データ提供) ☎03(3230)7846～7848

インターネットを利用して小学校法人から大学法人が直接、以下のデータや分析資料等を出力・閲覧できるシステム(私学情報提供システム)を提供しています

◇学生数 ◇財務データ ◇財務比率表 ◇今日の私学財政 等

(依頼に基づく資料提供) ☎03(3230)7838

「私学情報提供システム」で作成できない特別な加工が必要な分析データを作成・提供します。ご利用にあたっては、私学事業団へ「情報提供依頼書」を提出していただきます(内容により、日数を要します)

(大学ポートレート(私学版)) ☎03(3230)7852・7853

私立の大学、短期大学、高等専門学校の特徴や実践している教育研究の取り組みをWebサイトにて提供しています

(セミナー) ☎03(3230)7849～7851

理事長・学長向けにリーダーズセミナーを、若手職員向けにスタッフセミナーを開催しています

(講師派遣) ☎03(3230)7839

●センターの職員を講師として派遣します

●講師派遣については交通費と講演料が必要です

(経営相談) ☎03(3230)7828・7829

●学校法人を訪問し、経営改革のキーパーソンとなる役員及び教職員の方々にヒアリングしながら、解決策を探ります

●学校法人の抱える経営上の問題点について現状分析、問題点の把握、考えられる対応策を整理してアドバイスをします

●必要に応じて事業団が依頼している専門家(公認会計士、弁護士、社会保険労務士、教学専門家等)と共同で実施します

●経営改善計画の進捗状況を踏まえ、適時適切な助言等を行います

●学校法人にて経営相談を実施する場合、所定の交通費が必要になります

※左記の要望に対する連絡先は同色で囲まれた右欄内の電話番号となります。

標準報酬月額額の定時決定 基礎届書の提出期限は令和5年7月10日です

業務部 資格課

標準報酬月額は、毎月納付する掛金等の額や、年金、休業給付などの給付金の計算の基となる重要なものです。毎年1回、「定時決定」により見直しを行います。

標準報酬月額額の定時決定とは

毎年7月1日現在で学校法人等に使
用されている加入者について、学校法人等が支給した4・5・6月の報酬を「標準報酬基礎届書DL」（以下「基礎届書」といいます）で報告していただき、その3か月間の報酬月額額の平均額に基づいて、その年の9月から翌年の8月までの標準報酬月額及び等級を決定することを行います。

「基礎届書」の対象

◆対象となる加入者

資格取得日が令和5年5月31日以前で、7月1日現在加入している人（※）
※ 加入者資格を有する休業者や育児休業等取得中の人及び後期高齢者医療制度の被保険者になった人も対象になります。

◆対象とならない加入者

- ・資格取得日が5年6月1日以後の人
- ・7月に標準報酬月額が改定される人

「基礎届書」の送付と提出

6月中旬に「基礎届書」と通知文を学校法人等宛てに送付します。

なお、電算用紙又は電子媒体による報告の登録をしている学校法人等については「基礎届書」は送付せず、通知文のみ送付します。

◆「基礎届書」による届け出

私学事業団が送付する「基礎届書」に、対象となる加入者が記載されています。対象者について、通常の加入者又は短時間労働加入者のいずれかを○で囲み、4・5・6月の各月の支払基礎日数、報酬月額と3か月の平均額を記入し、期限までに提出してください。なお、通常の加入者は、報酬の支払基礎日数（※）が17日未満（短時間労働加入者は11日未満）である月は、その月の報酬月額合計は0円と記入してください。

※ 支払基礎日数とは、その報酬の支払いの基礎となった日数のことをいいます。

◆電算用紙による届け出

すでに電算用紙（学校法人等で作成した「基礎届書」）による届け出の承認を受けている学校法人等は、期限までに提出してください。

なお、今年度の定時決定の電算用紙による届け出の承認受付は終了しました。

◆電子媒体による届け出

電子媒体（CD-R又はUSBメモリ）で「基礎届書」を提出する学校法人等については、私学共済ホームページ（私学共済事業のご案内）▼資格と掛金等▼電子媒体での申請で電子媒体作成機能をダウンロードして電子媒体を作成し、出力される送付状とともに期限までに提出してください。事前の承認申請は不要です。

なお、今年度、電子媒体で報告すると、電子媒体報告校として登録され、来年度以降「基礎届書」は送付しません。

◆「基礎届書」の作成上の注意事項

- ① 4・5・6月に実際に支払われた報酬月額を記入してください。給与が翌月払いで、3月分給与であったとしても4月の報酬として取り扱います。
- ② 加入者区分等に応じた支払基礎日数を次の賃金形態に基づいて正しく確認し、金額と共に記入してください。
- ・月給制、週給制：出勤日数に関係なく暦日数。ただし、欠勤日数分だけ給与が差し引かれる場合は、就業規則や給与規程等に基づき学校法人等が定めた日数（所定労働日数）から欠勤日数を控除した日数

則や給与規程等に基づき学校法人等が定めた日数（所定労働日数）から欠勤日数を控除した日数

【例】月給制の通常の加入者が、暦日数31日の月に7日間欠勤し、その分を控除して報酬が支払われた場合

↓学校法人等が定めた日数（所定労働日数）が21日であるときは、21日から7日を引いた14日が支払基礎日数となります。ただし、17日未満のため0円と報告してください（暦日数31日から7日引いた24日ではありませんので、注意してください）。

・日給制、時給制：実際の出勤日・有給休暇は、労働の対償として報酬を受けているため支払基礎日数に含まれます。

③ 毎年4月から6月までが繁忙期に当たするため、年平均額による保険者決定を希望する場合は、「基礎届書」への記入（電子媒体の場合は入力）に加え、申立書と加入者の同意書の添付が必要です。私学共済ホームページよりダウンロードできますので、必ず添付して提出してください。

④ 電算用紙や電子媒体による届け出の際には、加入者番号（特に所属学校変更後の個人番号）が正しく記載されているか確認してください。

送付する通知文にある標準報酬月額チェックリストを活用し、報告誤りがないよう提出してください。

標準報酬月額の設定が必要なとき

業務部 資格課

標準報酬月額は、資格取得時に決定された後、毎年1回の定時決定で見直されます。ただし、次の場合は標準報酬月額の設定届が必要となります。このフローチャートは私学共済ホームページにも掲載しています。ダウンロードして活用してください。

STEP 1

固定的給与の変動又は給与体系の変更がありましたか。
残業代など、非固定的給与のみの増減は「いいえ」へ

STEP 2

報酬の変動の理由は次のうちどれですか。

- ①固定的給与の変動…昇給や降給、通勤手当、扶養手当、処遇改善費等
毎月固定に支払われる手当の変更など
- ②給与体系の変更…月給者から時給者へ変更
- ③産休・育休終了後、時間短縮勤務をしている
- ④60歳以上で、退職後引き続き再雇用されたが報酬が下がった

※原則として休職を理由とした報酬改定はできません。
※病気等で勤務時間を短縮し、基本給から一定額を控除して支給するような場合は固定的給与の変動にはなりません。

①②はSTEP 3-1へ

③はSTEP 3-2へ

④はSTEP 3-3へ

STEP 3-1

変動月以後の継続した3か月間のいずれの月も、支払基礎日数*が17日以上（短時間労働加入者は11日以上）ありましたか。

※支払基礎日数…月給者・週給者は暦日数、日給者・時給者は出勤日数

STEP 4

その3か月間の報酬の月平均額は、従前の標準報酬月額と比べて2等級以上の差がありますか。

STEP 5

その差は、固定的給与の変動と同じ動きになっていますか。
例えば固定的給与が上がったならば、等級も上がっていますか。

STEP 6

固定的給与の変動は、定期昇給のように、毎年同じ時期に発生が見込まれるものですか。また、その変動月以後3か月のうち、例年繁忙であるために、他の時期と比べて非固定的給与が多く支払われる月がありますか（定期昇給と繁忙の時期が重複していますか）。

学校法人等からの申立書及び加入者の同意があれば、年間報酬額で決定できる可能性があります。要件を確認して、「標準報酬月額改定届書（年平均用）DL」を提出してください。

※要件は私学共済ホームページ「様式用紙等ダウンロード▶標準報酬月額改定届書（年平均用）」で確認してください。[よくある質問(Q&A)]も併せてご覧ください。

※要件に該当しない場合は通常の随時改定の該当者ですので、「標準報酬月額改定届書DL」を提出してください。

※要件に該当するが、年間報酬額が現在確認されている等級と同じ、又は下回る等により随時改定を行わない場合は、その旨が分かるように「標準報酬基礎届書DL」の提出時に、年平均の保険者決定を申し出てください。

いいえ

STEP 3-2

育児休業等を終了した日において、当該育児休業等にかかる3歳未満の子を養育していますか。

いいえ

はい

復職月以後の継続した3か月間のうち、支払基礎日数が17日以上（月）が1か月以上ありますか。

いいえ

はい

その報酬の月平均額は、従前の標準報酬月額と比べて1等級以上の差がありますか。

いいえ

はい

加入者本人が改定を希望していますか。

いいえ

STEP 3-1へ

いいえ

「標準報酬月額改定届書（産休・育休終了者用）DL」を提出してください。
改定月：復職月から4か月目
提出：復職月から3か月間の報酬を改定月の10日までに届け出

いいえ

STEP 3-3

再雇用後の報酬は、従前の標準報酬月額と比べて1等級以上の差がありますか。

いいえ

はい

加入者本人が改定を希望していますか。

いいえ

STEP 3-1へ

いいえ

再雇用契約書等の写しを添付して、「標準報酬月額改定届書（即時改定用）DL」を提出してください。
改定月：再雇用された日の属する月
提出：再雇用契約上の月額（見込額）を速やかに届け出

いいえ

「標準報酬月額改定届書DL」を提出してください。
改定月：変動月から4か月目
提出：変動月から3か月間の報酬を改定月の10日までに届け出

標準報酬月額改定届は不要です

ヘルスケアポイントをご利用ください

福祉部 保健課

ヘルスケアポイントは、健康増進などの取り組みを行っている人に対し、その行動ごとにポイントが付与され、貯まったポイントで健康グッズなどの商品と交換できるしくみです。

ぜひ加入者へ周知をお願いします。

対象者

令和5年5月末現在で、短期給付の適用を受ける30歳（※）～74歳の加入者（任意継続加入者を含みます）及び

被扶養者（以下「加入者等」といいます）が対象です。

ただし、40歳（※）以上の人は、5年4月1日に加入者等である人に限ります。

※ 今年度中に到達する人を含みます。

利用方法

加入者等が、パソコンやスマートフォンから「QUPiO Plus」（クピオプラス）Web版にアクセスし、

図1 利用登録の方法

1

「QUPiO Plus」Web版に
アクセスする
(<https://www.qupioplus.jp/user>)



2

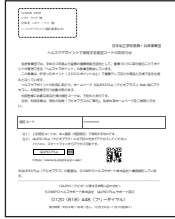
「新規登録会員の方（初回ログイン設定）」をクリックする

3

初回認証用の認証コード及びログインID
(メールアドレス)を入力し「仮登録メール
を送信」をクリックする



40歳～74歳



30歳～39歳

初回認証用の認証コードは、40歳～74歳の人は健康情報冊子「QUPiO Plus」で、30歳～39歳の人は6～7月送付の通知文でご確認ください。

図2 ポイントから商品へ交換

ヘルスケアポイント取得の例

初回ログインしたとき	200ポイント
健康コラムを開覧したとき	20ポイント
健康診査の結果が良いとき	最大600ポイント
郵送検診を利用したとき	100ポイント

ポイントを貯めて商品をゲット



花王
ヘルシア スリムボトル
350ml×24本



ラドンナ
コンパクトマルチ電気鍋



西川
睡眠博士がおススメする
首・肩フィットまくら

※上記商品は一例です。詳しくは商品交換画面をご確認ください。

私学事業団専用画面からログインして、利用登録を行います（図1参照）。本事業団専用画面に、後述する「認証コード」を入力してログインした後、個別のログインIDとパスワードを設定することにより利用登録が完了します。

注 登録できない人は、QUPiO Plusサポート窓口にお問い合わせください。

認証コード

① 5年度に40歳～74歳になる加入者等 特定健康診査の受診後に本事業団から送付する健康情報冊子「QUPiO Plus」に記載されている認証コード

ドでログインしてください。

② 5年度に30歳～39歳になる加入者等 5年6月～7月に学校法人等宛て（任意継続加入者は届け出住所宛て）に認証コードを通知します。

注1 平成30年度以降、すでに認証コード等をお知らせした人は通知の対象外となります。

認証コードの再発行は、QUPiO Plusサポート窓口にお問い合わせください。

注2 6月以降に新規資格取得等が確認された人については、翌年度の発送になります。

登録に関する問い合わせ先

QUPiO Plusサポート窓口

☎ 0120 (818) 448

9時～18時（平日）

※年末年始は除きます。

貯まったポイントは商品に交換

日々の体重記録等で貯まったポイントは、2000ポイント以上で健康グッズなどの商品と交換できます（図2参照）。

「QUPiO Plus」Web版から商品を選び、発送住所等を入力し、ご自身で交換手続きを行ってください。

有効期限はポイント獲得日の2年経過後の年度末です。

特定健康診査のご案内を6月下旬に 学校法人等へ送付します

福祉部 保健課

令和5年度の特定健康診査及び特定保健指導を表のとおり実施します。

私学事業団から、6月下旬に案内書（実施要領等）・対象者一覧等を学校法人等へ送付しますので、内容を確認のうえ、手続きをお願いします。

◆加入者の特定健康診査

学校法人等が学校保健安全法及び労働安全衛生法に基づいて実施する、定期健康診査の結果を活用します。

健康診断の際に、特定健康診査の検査項目について受診漏れがないようお願いいたします。

また、「標準的な質問票DL」のうち、回答必須項目（服薬の有無、喫煙の有無）の記入漏れが多数見受けられますので、確認のうえ提出してください。

◆被扶養者の特定健康診査

対象となる被扶養者には受診券（セット券）を同封したピンクの封筒を学校法人等に送付します。確実に被扶養者に受診券（セット券）が届くよう、加入者に配付してください。

◆提出方法

加入者の健診結果は、可能な限り私学共済ホームページ（私学共済事業のご案内）▼福祉事業▼特定健康診査・特定保健指導▼特定健診に関する事務手

続き」に記載のあるフォーマットで提出してください。

特に電子データであれば、「健診結果XML・CSVデータチェック機能」を使用することで、誤りや漏れのないデータを提出できます。

紙媒体での提出に比べ、健康情報冊子を速やかに発行できますので、電子データでの提出にご協力ください。

◆健診結果データの提出期限

① 5年9月29日まで

② 6年1月31日まで（5年10月以降に定期健康診査を実施する学校法人等）

③ 6年5月15日まで（必着・最終、6年2～3月に定期健康診査を実施する学校法人等及び②までに未提出の学校法人等）

学校法人等）

特定保健指導を円滑に実施するため、健診結果は期限にかかわらず、整った分から順次提出してください（対象者全員分をまとめる必要はありません）。

◆加入者と学校法人等の「健康」のために協力ください

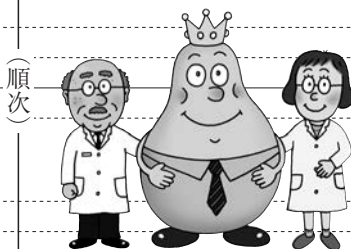
提出された健診結果に基づき、本事業団が生活習慣の改善に役立つ情報や特定保健指導を案内することで、加入者がより健康で長く働けることが期待されます。

加入者の健康、そして学校法人等の健全な経営のため、健康診断結果の提

出や学校訪問型特定保健指導の利用に一層のご協力をお願いします。

表 5年度スケジュール

	私学事業団	加入者・学校法人等	
		特定健康診査	特定保健指導
令和5年			
6月	6月下旬に発送 ・案内書（実施要領等） ・対象者一覧 ・被扶養者の受診券（セット券） （有効期限：6年3月31日）	学校法人等へ依頼 ・定期健康診断結果データの提出 ・封筒（被扶養者向け）の配付 加入者経由で被扶養者へ依頼 ・受診券（セット券）の利用による健診受診（健診実施機関からデータ提出） ・パート先健康診断や人間ドックの受診（被扶養者よりデータ提出）	
7月	5年度分健診結果データのシステム登録開始		
8月	健診結果・健康情報冊子の発送 ※特定保健指導該当者には利用券を同封		特定保健指導利用開始
9月		①学校法人等からの健診結果データ提出期限（1回目）	
10月			
11月	国へ令和4年度分特定健診等実績報告		
12月			
令和6年			
1月		②学校法人等からの健診結果データ提出期限（2回目…10月以降に定期健康診断を実施する学校法人等）	
2月			
3月		[受診券（セット券）の有効期限：6年3月31日]	
4月			
5月		③学校法人等からの健診結果データ提出期限（最終…②までに健診結果を提出していない学校法人等）	
6月			
7月			[利用券の有効期限：6年7月31日]



私学事業団ホームページ <https://www.shigaku.go.jp/>助成業務 https://www.shigaku.go.jp/s_home.htm共済業務 <https://www.pmac.shigaku.go.jp/> (私学共済ホームページ)**共済業務****共済事業本部**

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が
確認できるものをお手元にご用意ください。**「賞与等支給報告書」を提出してください**

「賞与等支給報告書^{DL}」は、私学事業団に登録している
賞与等支給予定月の前月に、学校法人等へ送付します。

電子媒体及び電算用紙による報告を登録した学校法人
等には送付しないため、報告漏れに注意してください。

「賞与等支給報告書^{DL}」は、賞与等を支給した日（同
月内に賞与等の支給が複数回あった場合は最後に支給し
た日）から5日以内に提出してください。

【注意点】

- ・賞与等の支給がない場合、提出は必要ありません。
- ・賞与等支給報告書に記載されている加入者で、賞与等
の支給のない人は、該当する加入者番号から賞与区分
までを二重線で抹消してください（抹消せず0円や空
欄で報告した場合は「未確認連絡書」を送付します）。
- ・記入に際しては、私学共済ホームページ〔様式用紙等
ダウンロード〕の記入例を参照してください。
- ・支給年月や賞与等区分の記入漏れに注意してください。
- ・電子媒体や電算用紙で報告する場合は、提出前に加入
者番号と生年月日を確認してください。
- ・電算用紙による申請は、事前の承認が必要です。
- ・電子媒体は、CD-R又はUSBメモリのいずれかで提
出してください。

【業務部 資格課】**積立共済年金と共済定期保険の
前期加入申し込み締め切り**前期加入申し込みは**6月30日（金）**必着です。**【積立共済年金】**

新規加入の他に、既加入者の他コースへの加入や口数変
更（増口・減口）、中途一時払の申し込みを受け付けます。

【共済定期保険】

「家族年金コース」「医療保障コース」「医療費支援
コース」の同時加入可）及び「学校加入コース」の新規
加入申し込みのみ受け付けます。なお、他コースの新規
加入、既加入者の加入内容の変更及び脱退は、後期加入
申込期間での取り扱いとなります。

【福祉部 貯金・貸付課】**生涯生活設計セミナーの申し込み締め切り**

生涯生活設計セミナー（加入者とその配偶者が対象で
す）の申し込みは**6月23日（金）**必着です。希望者が
いましたら、早めにお申し込みくださるよう周知をお願
いします。

【福祉部 保健課】**特定保健指導利用券の有効期限**

令和4年度の「特定保健指導利用券」の有効期限は、
7月31日（月）です。特定保健指導の対象となった人は、
有効期限までに、保健指導実施機関で初回面談を受ける
よう案内してください。

【福祉部 保健課】**6月の共済業務スケジュール**

1日(木)	積立共済年金・共済定期保険 前期加入申し込み開始
2日(金)	貸付 送金
6日(火)	貸付 5月分定期償還期限
9日(金)	貯金 払込期限（必着）
15日(木)	貸付 7月3日送金申し込み・任意償還申出締め切り
20日(火)	貯金 送金
22日(木)	貸付 送金
23日(金)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
28日(水)	掛金等 5月調定分口座振替（自振校のみ） 貸付 6月分定期償還口座振替（自振校のみ）
30日(金)	掛金等 5月調定分納期限 貸付 7月24日送金申し込み締め切り 積立共済年金・共済定期保険 前期加入申し込み締め切り

7月の共済業務スケジュール

3日(月)	貸付 送金
6日(木)	貸付 6月分定期償還期限
10日(月)	資格「標準報酬基礎届書」提出期限 貯金 払込期限（必着）
14日(金)	貸付 8月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り

INFORMATION

(「月報私学」はホームページにも掲載しています)

クールビズを実施しています

私学事業団では、例年、政府が推進する「地球温暖化防止」等の施策への対応としてクールビズを実施しています。今年も節電のため、9月30日までの間、冷房温度の調節を行い、軽装で執務をしています。ご理解をお願いします。

「月報私学」に対するご意見・ご要望をお待ちしています

「月報私学」は私学事業団の広報誌として、私学の皆様に役立つ情報を提供するため、より一層の充実を図ってきたいと考えています。本誌に対するご意見、ご感想、取り上げてほしい企画などのご要望がありましたら、下記までお寄せください。今後の編集の参考にさせていただきます。たくさんのご意見等をお待ちしています。

【企画室】

☎03(3230)7810・7811

Eメール kikaku@shigaku.go.jp

助成業務

私学振興事業本部

〒102-8145

東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

学校法人基礎調査票提出のお願い

●大学法人・短期大学法人・高等専門学校の法人の皆様へ

「学校法人基礎調査」2回目提出のお願い

・提出調査票内容：土地・建物調査、財務系調査

①土地・建物面積等 【310・320】

②財務等 【410・850】

※【 】は調査票区分を表しています。

・提出期限：令和5年6月30日(金)

■決算関係書類

「e-マネージャ」によるデータのご提出に併せて、令和4年度の

「計算書類(写)」

「独立監査人の監査報告書(写)」

「収益事業の計算書類(写)」

を各1部、私学情報室宛てにご送付ください。

なお、補助金課に提出している場合でも、お手数ですが、別途私学情報室へもご送付ください。

※「基礎調査票e-マネージャ」については、原則、終日ご利用いただけます。なお、システムメンテナンス等で休止する場合は別途「学校法人ポータルサイト」にてお知らせします。詳しくは、令和5年度学校法人基礎調査票e-マネージャ『操作マニュアル・入力要領』をご覧ください。

【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7840~7844

Eメール k-chousa@shigaku.go.jp

2023年度 若手・女性研究者奨励金を 研究課題74件に総額2,960万円交付しました

本奨励金は、私立大学等に在籍する若手研究者や女性研究者のための「社会一般からの寄付」による研究奨励金制度です。

研究者が、自ら発案し、「取り組んでみたい」と思う独創性ある研究に対して、研究機会を提供することにより、新たな研究意欲の向上と次世代の担い手となる人材の育成を図ることを目的としています。

趣旨にご賛同いただいた社会一般の皆様からの寄付金を財源としており、その全額が奨励金に充てられます。

2023年度の本奨励金配付にあたる寄付者ご芳名

(五十音順)

アークビル株式会社 様

一般社団法人日本工業倶楽部 様

株式会社アベックス 様

株式会社三菱UFJ銀行 様

共栄火災海上保険株式会社 様

コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社 様

第一生命保険株式会社 様

大和証券株式会社 様

三井住友信託銀行株式会社 様

三菱UFJ信託銀行株式会社 様

ANAホールディングス株式会社 様

他 匿名を希望する法人 及び 個人の方々

ご寄付を賜りました皆様に心より御礼申し上げます。引き続き本奨励金の制度を広く周知し、さらに支援の輪を広げ、私立学校の発展に貢献してまいります。今後とも、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

【助成部 寄付金課】

☎03(3230)7316・7319・7320

Eメール kifukin@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

加入者のご予約は公式ホームページからの予約が断然お得です

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT
名古屋カーテンパレス

〒460-0003 名古屋市中区錦3-11-13 ☎052(957)1022(代表)
JR「名古屋」駅から地下鉄東山線で「栄」駅下車、1番出口から徒歩5分。地下鉄桜通線「久屋大通」駅(4番出口)、「丸の内」駅(5番出口)から徒歩5分 <https://www.hotelgo-nagoya.com>

なごや旅ストーリー ホテルで楽しむ名古屋めしプラン

1泊2食(1名様) 9,400円～

取扱期間：令和6年3月31日まで
夕食は、次のA又はBのどちらかをお選びください(事前予約)。
A：定番！名古屋めしプレート(手羽先唐揚げ、大海老フライ、味噌カツ)
B：オリジナル名古屋めし(特製とて煮ハンバーグ)
A・B いずれも、きしめん、サラダ、ごはん、デザート付きです。
※朝食は、和洋バイキング(日替わりで名古屋メニューを提供)です。



夕食 定番！名古屋めしプレート (イメージ)

HOTEL & BANQUET
福岡カーテンパレス

〒810-0001 福岡市中央区天神4-8-15 ☎092(713)1112(代表)
福岡空港・JR「博多」駅から地下鉄空港線「天神」駅下車、東1b番出口から徒歩8分。
「西鉄福岡(天神)」駅から徒歩10分 <https://www.hotelgo-fukuoka.com>

朝食付きプラン

朝食は九州産にこだわった、新鮮な食材をふんだんに使用した、和食中心のメニューをビュッフェスタイルで提供します。

1泊朝食付(1名様)シングルルーム 5,800円～
1泊朝食付(2名1室／1名様)ダブルルーム 5,750円～
1泊朝食付(2名1室／1名様)ツインルーム 6,100円～

取扱期間：令和6年3月31日まで
※福岡市宿泊税200円が別途必要です。



朝食 (イメージ)

融資事業のご案内

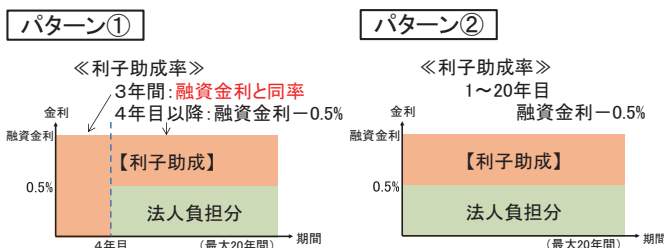
詳細は私学事業団ホームページをご覧ください
https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm

校舎や園舎、体育館など耐震化はお済みですか？

旧耐震基準で建設された校舎・園舎の建て替え事業(耐震改築)や、防災(耐震)機能強化の補助金対象となった改修事業(耐震改修)に、私学事業団の融資をご利用いただくと、一定の要件を満たした場合、**国の利子助成**が受けられます。

利子助成は二つのパターンがあります。

【イメージ図】



※事業を行う学校の種類や事業内容により、利子助成の対象になるか、またどちらのパターンになるかが決まります。
※融資金利が0.5%以下の場合、パターン①の4年目以降、パターン②の全借入期間の利子助成は行われません。

耐震化以外の校舎、園舎などの建築や土地の購入、機器備品の購入なども融資の対象となります。施設設備の整備計画の際にぜひ事業団資金の活用をご検討ください。

■ 主な事業と融資金利 (令和5年5月現在)

主な事業内容	返済期間 (据置年数含む)			
	30年以内	20年以内	10年以内	6年以内
校(園)舎などの建築・用地取得	年%	年%	年%	年%
	1.50	1.10	0.60	0.60
寄宿舎などの建築・用地取得	1.60	1.20	0.70	—
園バスや備品などの購入	—	—	0.60	(5.5年以内) 0.37

※返済期間が30年以内(21年以上)の融資は、原則として融資契約額が10億円以上の場合にご利用いただけます。
※金利は毎月見直しています。なお、金利は融資契約時点の金利が適用され、償還完了までの固定金利となります。

問い合わせ先(私学振興事業本部)

融資部融資課 ☎03(3230)7862～7864、7866～7868
Eメール yushi@shigaku.go.jp